

内閣府・内閣官房の施策紹介

1. 海洋に関する施策
2. 科学技術・イノベーション（Society 5.0）に関する施策
3. 地方創生に関する施策
4. 国土強靱化に関する施策

1. 海洋に関する施策

海洋基本計画（総合海洋政策本部）

- 海洋基本法（平成19年法律第33号）に基づき、海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、総合海洋政策本部を設置。総合海洋政策本部においては、①海洋基本計画の案の作成及び実施の推進に関する事務、②関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関する事務、③その他、海洋に関する重要施策の企画、立案、総合調整に関する事務を実施。
 - 第3期海洋基本計画（平成30年5月）においては、海洋環境の維持・保全に関して、生物多様性の確保等の推進のため、海洋保護区の適切な設定及び管理の質的充実の推進や、サンゴ礁等の脆弱な生態系の保全への取組等を位置づけている。なお、海洋保護区の定義については総合海洋政策本部において了承されている。
- ※海洋基本法では、「おおむね5年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加える」こととされている。

- 総合海洋政策本部参与会議は、海洋政策本部令（平成19年政令第202号）第1条第2項に基づき、内閣総理大臣から任命された有識者により組織され、総合海洋政策推進事務局および関係省庁が参画した上で、毎年、海洋政策に係る重要事項を審議して意見書を取りまとめ、総合海洋政策本部長（内閣総理大臣）へ手交している。
- 令和元年度の参与会議では、スタディグループの一つにおいて、我が国における海洋保護区の面的拡大・質的拡充に関して、非生物資源の開発及び生物資源の持続的利用と調和した拡充の可能性、国際法との整合性、日本型海洋保護区に対する国際的な支持獲得等の課題について、外部有識者を交え検討を行った。



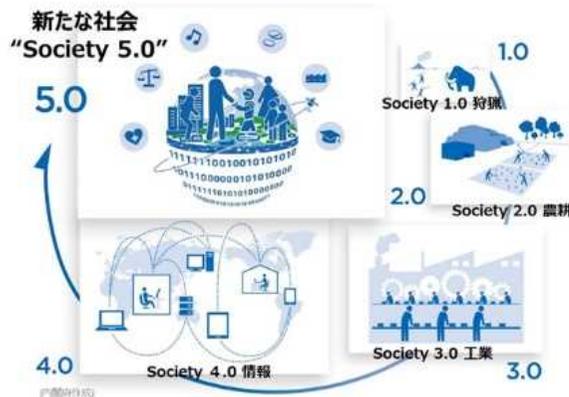
令和2年6月30日、参与会議座長から内閣総理大臣に対し「総合海洋政策本部参与会議意見書」を手交

2. 科学技術・イノベーション（Society 5.0）に関する施策

科学技術・イノベーション基本計画（総合科学技術・イノベーション会議）

- 狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、我が国が目指すべき未来社会の姿として、第5期科学技術基本計画（平成28年～平成32年度）において「Society 5.0」を提唱。
- 第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3～令和7年度）においては、Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策として、生物多様性を含む地球規模課題の克服に向けた社会変革と非連続なイノベーションの推進を位置づけている。

● Society 5.0とは



Society 5.0とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）

出典：内閣府ウェブサイト https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html

● 経済発展と社会的課題の解決を両立するSociety 5.0へ



我が国は、課題先進国として、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である Society 5.0の実現を目指す。

● 第6期科学技術・イノベーション基本計画（第2章Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策）における生物多様性関連の記載

（2）地球規模課題の克服に向けた社会変革と非連続なイノベーションの推進

1. 国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革

(a) 現状認識：急激な気候変動に伴う気象災害や、それによる人的・経済的損失の拡大、生物多様性の劣化、海洋プラスチックごみ問題など、地球規模での社会的な課題が深刻化している。

(c) 具体的な取組：

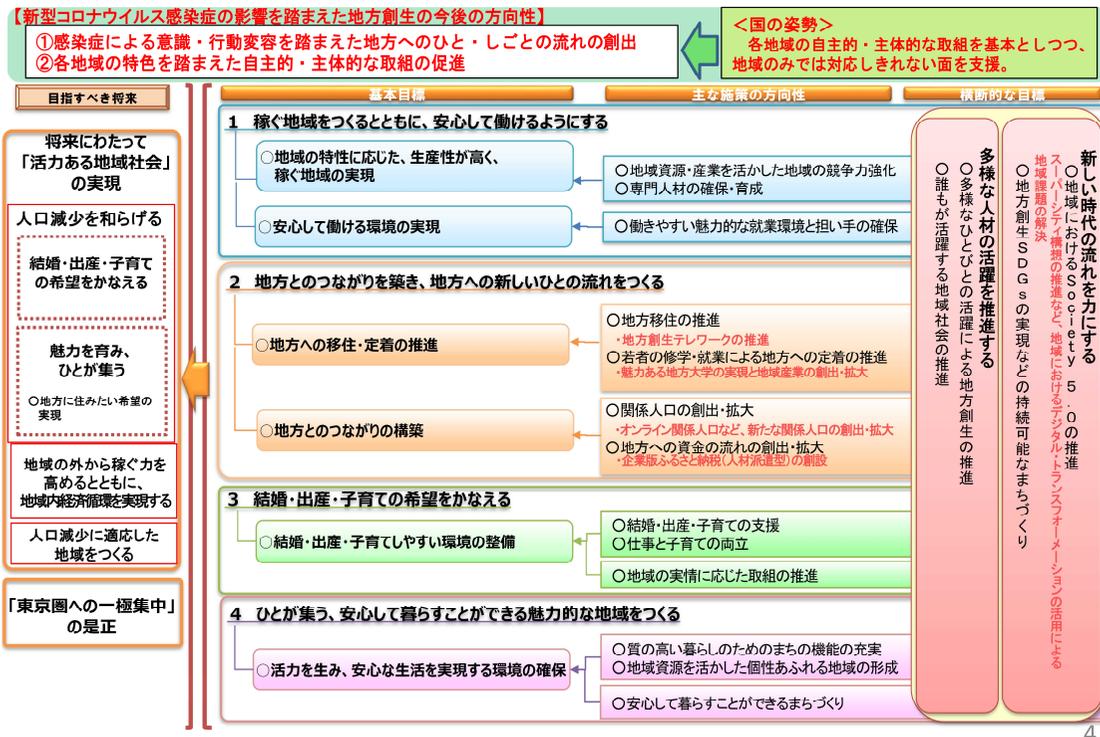
- 気候変動は生物多様性劣化の要因である一方、生物多様性の基盤となる森林生態系等はCO₂吸収源となるなど、相互に緊密に関係・関連していることから、生物多様性保全と気候変動対策のシナジーによるカーボンニュートラルの実現に向けての研究開発を行い、吸収源や気候変動への適応における生態系機能の活用等を図る。
- 「分散型社会」を構成する生物多様性への対応については、絶滅危惧種の保護や侵略的外来種の防除に関する技術、二次的自然を含む生態系のモニタリングや維持・回復技術、遺伝資源を含む生態系サービスと自然資本の経済・社会的価値の評価技術及び持続可能な管理・利用技術等の研究開発を推進し、「自然との共生」を実現する。

3. 地方創生に関する施策

まち・ひと・しごと創生総合戦略（まち・ひと・しごと創生本部）

- まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、地方創生の目指すべき将来や、令和2年度を初年度とする5か年の目標や施策の方向性等を提示する第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2年度～令和6年度）を令和元年12月にとりまとめた。
- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、地域資源を活かした個性あふれる地域の形成の観点から、里地里山における生物多様性に配慮した活動の支援等を位置づけている。

● 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の概要



● 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）における生物多様性関連の記載

付属文書政策パッケージ

【基本目標4】ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

4-1 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

(2) 地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

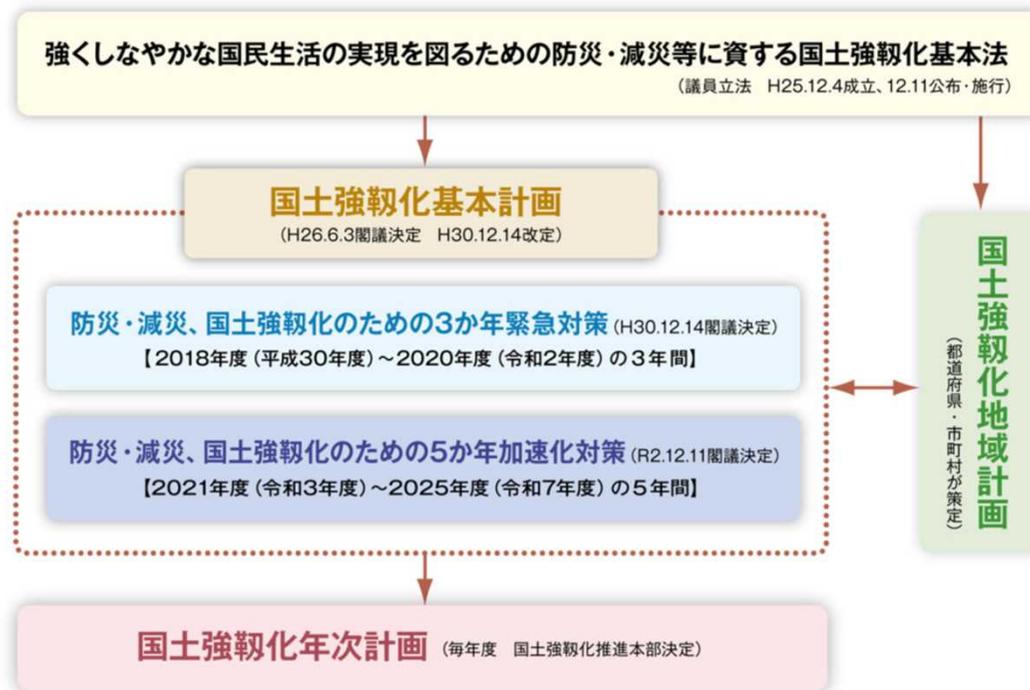
- ① 地域資源を活用した農山漁村（むら）づくり
- i 地域資源を活用した所得と雇用の機会の確保
- (k) 人々の暮らし方の変化も踏まえた、里地里山における生物多様性に配慮した持続可能な活動を支援・普及する。具体的には、里地里山の保全・活用に関する先進的・効果的な活動の支援等を行う。

4. 国土強靱化に関する施策

国土強靱化基本計画（国土強靱化推進本部）

- 大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを構築する「国土強靱化」を推進。
- 国土強靱化基本計画（平成30年12月）においては、基本的な方針として「自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること」を位置づけ、グリーンインフラや生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）を推進。

国土強靱化推進の枠組



出典：パンフレット「国土強靱化進めよう！」https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/about.html

- 国土強靱化基本計画における生物多様性関連の記載（一部抜粋）

第1章 国土強靱化の基本的考え方

2 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

- ⑰ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

第3章 国土強靱化の推進方針

2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針

(11) 環境

- 地域循環共生圏の創造を推進し、自立・分散型エネルギーや自然環境が有する多様な機能の活用等を通じて、地域資源の活用を通じた地域のレジリエンス向上に貢献する。
- 海岸林、湿地などの自然環境が有する防災・減災機能を評価し、各地域の特性に応じて、自然環境の持つ「グリーンインフラ」としての機能を活用した防災・減災対策を推進するとともに、海岸漂着物等が引き起こす二次災害を防止する観点から、海岸漂着物等の処理を推進する。また、森林等の荒廃の拡大を防ぐために、鳥獣害対策を推進するとともに、自然公園等の整備・長寿命化対策を推進する。

(12) 土地利用（国土利用）

- （前略）脆弱な土地の利用を避けることや、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」や「グリーンインフラ」の考え方を普及し、国土利用・国土管理の在り方の見直しも含めて地域の強靱性を高める取り組みを進める。（以下略）